

作料を滞納するに至りたるより友清は屢々之を督促したるも右小作人等は小作料の減額等を要求し故に所請小作爭議を惹起するに至りたるが夏五の主眼に懸隔ありて解決せざりし爲め友清は昭和六年十二月福岡地方裁判所小倉支部に土地返還の訴訟を提起し且右兩名の所有米に對し假差押の執行を爲せしより同人等は豫て加入せる全國農民組合福留聯合會金川支部長篠原善次郎に其の善後策を依頼し同人は更に佐賀縣三養基郡蓋山村の同會本部に、其の旨を通報して東渡を求めたる爲め昭和七年一月七日同本部より石田樹心出張し同夜金川村大字夏吉中村善九郎方に農民組合員等數十名を集め友清に對し前掲差押の解除、小作料の減額等に就き極力交渉すべく協定した。

因つて翌八日右協議に基き前記中村七次郎外三名友清方に

財團 協調會福岡出張所

赴き小作人側の要求を申入れたるが友清は業々事件は既に辯護士に一任し居るが故に單獨にては回答し難く殊に今同は小作地に立入禁止處分執行の運びに立至り居る旨を付け交渉を避けたる爲め同人等は直ちに歸村し彼上の事情を部落民に傳へ次て小作地に農民組合員其他數十名集合せしめて右禁止處分の執行を妨害する手段を執り、軌道更の來るを得も受け居たるも該處分は之を執行するに至らざりし爲め別記石田等は此の機會等に於て友清に會見し、多数の威力を示して急遽小作人側の要求を有利に解決せしむるに如何かとし小作人其他多数前後して、右友清方に押しかけしが之より友清は小作人間に不穩の状あるを周知し豫め金田審判長出所に保護を求め居たる爲め其の款に臨み居たる審判官は右小作人等に對し代表者を選出して交渉するを極力

財團 協調會福岡出張所